

# 各務原市移住定住総合窓口設置事業実施要綱

(平成29年7月20日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市への移住定住を促進することを目的として、本市が実施する各務原市移住定住総合窓口設置事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 各務原市移住定住総合窓口（以下「総合窓口」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
KAKAMIGAHARA OPEN CLASS（かかみがはらオープンクラス）	各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市役所 広報課内

(職員)

第3条 事業の所管は、市長公室広報課とし、総合窓口に必要な職員を置く。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 移住定住を検討する者への相談業務
- (2) 住まいと仕事に関する情報の収集及び提供
- (3) 移住定住促進のための市の広報
- (4) 前3号に掲げるもののほか、移住定住の促進に関する事業で市長が必要と認めるもの

(開設時間及び休業日)

第5条 総合窓口の開設時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 総合窓口の休業日は、各務原市の休日を定める条例（平成3年条例第6号）第1条に規定する休日とする。

(広報等)

第6条 総合窓口の設置及び事業の実施は、関係機関と連携して行うものとし、移住定住ウェブサイト等を活用して広く周知を図るものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月22日から施行する。

附 則（令和4年3月1日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。